

新潟市職員の健康情報等の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市（学校・幼稚園、消防局、水道局および市民病院に勤務する職員を除く）における業務上知り得た健康情報等（業務上知り得た職員の心身の状態に関する情報をいう。以下同じ。）を、健康確保措置（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置をいう。）の実施又は安全配慮義務の履行のために、適切かつ有効に取り扱うことを目的とする。

2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、前頁に規定する利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

(健康情報等)

第2条 この要綱において健康情報等とは、別表1に定めるところによる。

(健康情報等の取扱い)

第3条 この要綱において健康情報等の取扱いとは、次の各号に掲げる方法の一連の措置をいい、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 収集 健康情報等を入手すること。
- (2) 保管 収集した健康情報等を保管すること。
- (3) 使用 健康情報等の取扱いを行う権限を有する者（以下「取扱者」という。）が、健康情報等を活用し、閲覧し、又は第三者へ提供をすること。
- (4) 加工 健康診断の結果等をそのまま提供せず、所見の有無及び検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換える等、収集した健康情報等の第三者への提供に当たり、当該健康情報等を健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること。
- (5) 消去 収集し、保管し、使用し、又は加工した健康情報等を削除する等使えないようにすること。

(取扱者及びその権限並びに取扱う健康情報等の範囲)

第4条 取扱者は、別表2のとおりとする。

- 2 取扱者のうちから責任者を別に定める。
- 3 取扱者に応じた取り扱う健康情報等の範囲は、別表3のとおりとする。
- 4 取扱者が別表3に定めた権限を越えて健康情報等の取扱いを行う場合は、責任者の承認及び職員本人の同意を得なければならない。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法)

第5条 取扱者が健康情報等の取扱いを行う場合は、あらかじめその利用目的及び健康情報等の取扱いの方法を公表し、又は職員本人に通知する。

- 2 前項の規定による公表をしていない場合であって、取扱者が健康情報等を取得した場合には、速やかにその利用目的及び健康情報等の取扱いの方法を職員本人に通知するものとする。

(本人同意の取得方法)

第6条 取扱者が健康情報等のうち法令（本市の条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づき収集しようとする情報については、職員本人の同意を得ずに収集することができる。

- 2 取扱者が健康情報等のうち法令で定められていない項目について収集しようとする情報については、適切な方法により職員本人の同意を得て収集することができる。この場合において、この要綱に規定す

る健康情報等に関しては、この要綱が第13条第1項の規定により周知され、かつ、職員本人がこの要綱に規定する健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、健康情報等の取扱いに関する職員本人からの同意の意思が示されたものとみなす。

(健康情報等の適正管理の方法)

第7条 取扱者は、利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 取扱者は、健康情報等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次に掲げる適切な措置を講ずるものとする。

(1) 取扱者以外は原則健康情報等を取り扱わない措置

(2) 健康情報等を含む文書(磁気媒体を含む。)を施錠できる場所へ保管し、記録機能を持つ媒体の持ち込み又は持ち出しの制限をする等健康情報等の盗難、紛失等を防止する措置

(3) 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して、アクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等により、健康情報等の漏えい等を防止する措置

3 責任者は、健康情報等が前項に規定する措置その他のあらかじめ定めた取扱方法に従って取扱いが行われていることを確認するものとする。

4 健康情報等は、法令又は新潟市文書規程(昭和42年新潟市訓令第2号)に定める保存期間に従い保管する。ただし、利用目的を達した場合は、当該保存期間にかかわらず、遅滞なく廃棄又は消去するよう努める。

5 情報の漏えい等が生じた場合には、直ちに責任者へ報告しなければならない。この場合において、本市における報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係、再発防止策の公表等の必要な措置を講じなければならない。

6 健康情報等の取扱いを本市以外の事業者へ委託する場合は、委託先において当該健康情報等に係る第2項に規定する措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

(健康情報等の開示、訂正、使用停止等)

第8条 市長が職員本人より別に定める方法により当該本人の健康情報等の開示請求を受けた場合は、取扱者がその権限に応じ、本人に対し遅滞なく当該健康情報等の書面の交付による方法又は請求を行った者が同意した方法で開示し、職員本人が識別される健康情報等がないときは、その旨を職員本人に知らせる。

2 前項の規定にかかわらず、当該健康情報等を開示することにより、職員本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれその他の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、開示請求を受けた情報の全部又は一部を開示しないことができる。この場合において、取扱者は、職員本人に対し、開示しない理由を付して通知する。

3 市長が職員本人より当該本人の健康情報等について訂正、追加、削除、使用停止及び第三者への提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合で、その請求が適正であると認められるときは、取扱者は、当該健康情報等の訂正等を行う。この場合において、取扱者は、訂正等を行った内容を、職員本人へ通知する。

4 前項の規定にかかわらず、訂正等の請求があつた場合でも、利用目的から見て訂正等の必要がない場合、誤りである指摘が正しくない場合、訂正等の対象が事実でなく評価に関する健康情報等(当該健康情報等に記載されている評価の前提となる事実と誤りがある場合を除く。)である場合には、訂正等を行わない。この場合において、取扱者は、職員本人に対し、訂正等を行わない理由を付して通知する。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第9条 取扱者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 条例第8条第1項第1号から第5号までに該当する場合
- (2) 健康保険組合等と共同して健康診断及び保健事業を実施する場合（あらかじめ本人に通知している場合に限る。）
- (3) 健康情報等のデータ入力、分析等を本市以外の事業者へ委託して実施する場合
- (4) 市町村合併その他の事由により事業の承認に伴って健康情報等を提供する場合

2 健康情報等を第三者に提供する場合は、取扱者は、個当該健康情報等を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他別に定める事項に関する記録を作成し、第7条第4項の規定により保管する。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第10条 取扱者が第三者から健康情報等の提供を受ける場合は、当該第三者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者名も含む。）及び住所並びに当該第三者による健康情報等の取得の経緯を確認する。

2 前項の規定により健康情報等の提供を受けた場合は、取扱者は、次に掲げる項目について記録を作成し、別に定めるところにより保管する。

- (1) 職員本人の同意を得ている旨
- (2) 第三者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者名も含む。）及び住所
- (3) 第三者による健康情報等の取得の経緯
- (4) 健康情報等によって識別される職員本人の氏名その他の当該職員本人を特定できる事項
- (5) 健康情報等の項目

(事業承継等に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

第11条 市町村合併、事業譲渡等により他の事業者から事業を承継することに伴って健康情報等を取得する場合は、第7条第2項に規定する措置を講じたうえで、適正な管理の下、健康情報等を引き継ぐ。

2 労働安全衛生法の規定によらず取扱う健康情報等のうち、承継前に定めた利用目的を超えて取り扱う場合は、あらかじめ職員本人の同意を得る。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第12条 健康情報等の取扱いに関する苦情は、総務部職員課が担当する。

2 総務部職員課は、苦情に適切かつ迅速に対処するものとし、苦情の処理の手順等必要な体制を整備する。

(要綱の職員への周知の方法)

第13条 この要綱は、職員ポータル掲示板により職員に周知する。

2 健康情報等を取り扱う目的を変更した場合には、変更した目的を職員に対して周知する。

(教育・啓発)

第14条 健康情報等の取扱いに関して、取扱者（市も含む。）及び取扱者以外の職員を対象に、随時健康情報等の取扱いの目的及び方法について周知及び確認を行う。

(改正手続)

第15条 この要綱の改正は、市役所本庁衛生委員会に意見を聴取して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

		情報の項目	根拠規定
健康診断等	①	作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	労働安全衛生法第 65 条の 2 第 1 項
	① - 1	上記の健康診断の受診・未受診の情報	
	②	事業所が実施した健康診断の結果並びに職員から提出された健康診断の結果	労働安全衛生法第 66 条第 1 項から第 5 項
	② - 1	上記の健康診断を実施する際に追加して行う健康診断による健康診断の結果	及び第 66 条の 2
	② - 2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	
	③	医師又は歯科医師から聴取した意見及び事業所が講じた健康診断実施後の措置の内容	労働安全衛生法第 66 条の 4, 第 66 条の 5 第 1 項
	④	事業所が実施した保健指導の内容	労働安全衛生法第 66 条の 7
	④ - 1	上記の保健指導の実施の有無	
長時間労働者に対する医師面接	⑤	事業所が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の結果	労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項(第 66 条の 8 の 2 第 1 項, 第 66 条の 8 の 4 第 1 項)
	⑤ - 1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	
	⑥	事業所が医師から聴取した意見及び事業所が講じた面接指導実施後の措置の内容	労働安全衛生法第 66 条の 8 第 4 項(第 66 条の 8 の 2 第 2 項, 第 66 条の 8 の 4 第 2 項), 第 5 項
	⑦	事業所が実施した面接指導または面接指導に準ずる措置の結果	労働安全衛生法第 66 条の 9
ストレスチェック	⑧	事業所が実施したストレスチェックの結果	労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項
	⑨	事業所が実施した面接指導の結果	労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項
	⑨ - 1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	
	⑩	医師から聴取した意見及び事業所が講じた面接指導実施後の措置の内容	労働安全衛生法第 66 条の 10 第 5 項, 第 6 項
その他	⑪	健康保持増進措置を通じて事業所が取得した健康測定の結果, 健康指導の内容等	労働安全衛生法第 69 条第 1 項
	⑫	職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	労働者災害補償保険法第 27 条
	⑬	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	
	⑭	通院状況等疾病管理のための情報	
	⑮	健康相談の実施の有無	
	⑯	健康相談の結果	
	⑰	職場復帰のための面談の結果	
	⑱	(上記のほか) 産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	
	⑲	任意に職員から提供された本人の病歴, 健康に関する情報	

別表第 2（第 4 条関係）

	取扱者	具体的な職員等	別表 3 の表記
1	人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	市長及び <u>総務部長※</u>	担当ア
2	産業保健業務従事者①	産業医， 職員課の保健師，看護師，准看護師並びに職員課長	担当イ
3	産業保健業務従事者②	衛生管理者及び各安全衛生委員会事務局担当者	担当ウ
4	管理監督者	職員本人の所属長	担当エ
5	人事部門の事務担当者	人事課職員	担当オ

※取扱責任者

別表第3（第4条関係）

情報の項目		取り扱う者及びその権限					根拠規定
		担当 ア	担当 イ	担当 ウ	担当 エ	担当 オ	
①	作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	△	○		△	△	労働安全衛生法第 65 条の 2 第 1 項
①-1	上記の健康診断の受診・未受診の情報	△	○		△	△	
②	事業所が実施した健康診断の結果並びに職員から提出された健康診断の結果	△	○	△	△	△	労働安全衛生法 第 66 条 第 1 項から第 5 項 及び第 66 条の 2
②-1	上記の健康診断を実施する際に追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	△	△	
②-2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	△	○	△	△	△	
③	医師又は歯科医師から聴取した意見及び事業所が講じた健康診断実施後の措置の内容	△	○		△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 4, 第 66 条の 5 第 1 項
④	事業所が実施した保健指導の内容	△	○	△	△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 7
④-1	上記の保健指導の実施の有無	△	○	△	△	△	
⑤	事業所が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の結果	△	○	△	△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 8 第 1 項(第 66 条の 8 の 2 第 1 項, 第 66 条の 8 の 4 第 1 項)
⑤-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	△	○	△	△	△	
⑥	事業所が医師から聴取した意見及び事業所が講じた面接指導実施後の措置の内容	△	○	△	△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 8 第 4 項(第 66 条の 8 の 2 第 2 項, 第 66 条の 8 の 4 第 2 項), 第 5 項
⑦	事業所が実施した面接指導または面接指導に準ずる措置の結果	△	○	△	△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 9
⑧	事業所が実施したストレスチェックの結果	△	○		△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 10 第 1 項
⑨	事業所が実施した面接指導の結果	△	○		△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 10 第 3 項
⑨-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	△	○	△	△	△	
⑩	医師から聴取した意見及び事業所が講じた面接指導実施後の措置の内容	△	○		△	△	労働安全衛生法 第 66 条の 10 第 5 項, 第 6 項
⑪	健康保持増進措置を通じて事業所が取得した健康測定の結果, 健康指導の内容等	△	○		△		労働安全衛生法 第 69 条第 1 項
⑫	職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○		△		労働者災害補償保険 法第 27 条

⑬	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○		△	△	
⑭	通院状況等疾病管理のための情報	△	○		△	△	
⑮	健康相談の実施の有無	△	○	△	△	△	
⑯	健康相談の結果	△	○	△	△	△	
⑰	職場復帰のための面談の結果	△	○		△	△	
⑱	（上記のほか）産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	△	○		△	△	
⑲	任意に職員から提供された本人の病歴，健康に関する情報	△	○	△	△	△	

※○：情報の収集，保管，使用，加工，消去を行う。

※△：情報の収集，保管，使用を行う。なお，使用に当たっては，職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう，医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。

※⑧～⑩については，別に定める「新潟市職員ストレスチェック及び心の健康づくり実施計画」に基づき取り扱う。